

職場の健康づくりを応援します

労働安全衛生法では、事業主はその企業に勤務する従業員の健康の保持増進を図るために、健康教育や健康相談等の実施に努めなければならないことが定められています。

当協会では、あなたの事業所にお勤めの皆様の健康管理と健康の保持増進のため、保健師を派遣し、あなたの事業所をサポートいたします。



保健師による

◎ **健康相談**

◎ **講習会**

無料

実施いたします

“社員の健康は企業の利益につながります”

生活習慣病が増えている現在、心身の健康維持のためには、正しい知識と良い生活習慣を身につけることが大切です。

日頃の食習慣・運動習慣・ストレス対処法などを振り返り、より良い生活習慣を得るために、是非とも保健師による健康相談・講習会をご活用ください。

事業所内で、保健師による健康相談または講習会の実施を希望される場合は、裏面「健康相談・講習会 申込書」に必要事項を記入（参加予定人数は最低5名以上でお願いします）していただき、（一財）大阪府社会保険協会あて FAX (06-6786-8437) または郵送によりお申し込みください。

なお、訪問時間のご対応に限りがございます、申し訳ございませんが、ご訪問につきましては

- 平日の午前10時～午後4時までの時間帯
- 1事業所様、1年度につき1回の利用

ということで、ご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。

《お申し込み・お問い合わせ先》

（一財）大阪府社会保険協会 TEL 06-6786-8435